

規約の改正

令和8年5月29日

規約の改正内容(佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会)

「別表2」の幹事名について、山口市の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約</p> <p>(名 称) 第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織する大規模氾濫減災対策協議会として設置し、「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する市や県、国等が連携して、佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>(幹事会) 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>(事務局) 第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。</p> <p>(協議会の実施事項) 第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。 (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。 (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項</p>	<p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約</p> <p>(名 称) 第1条 本会は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9の規定に基づき組織する大規模氾濫減災対策協議会として設置し、「佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>(目 的) 第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、隣接する市や県、国等が連携して、佐波川水系における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行う事を目的とする。</p> <p>(協議会の構成) 第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>(幹事会) 第4条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。 2 幹事会は別表2に掲げる幹事をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することができる。 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>(事務局) 第5条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため事務局を設ける。 2 事務局は国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所河川管理課に置く。</p> <p>(協議会の実施事項) 第6条 協議会及び幹事会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる会務を行う。 (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有 (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。 (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項</p>

規約の改正内容(佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会)

■ 「別表2」の幹事名について、山口市の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。</p> <p>(附 則)</p> <p>本規約は、平成28年 6月28日から施行する。</p> <p>一部改正、平成28年10月19日</p> <p>一部改正、平成30年 3月19日</p> <p>一部改正、令和 2年 2月13日</p> <p>一部改正、令和 3年 1月15日</p> <p>一部改正、令和 5年 7月25日</p> <p>一部改正、令和 6年 5月23日</p> <p>一部改正、令和 7年 5月23日</p>	<p>(会議の公開)</p> <p>第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。</p> <p>2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。</p> <p>(協議会資料等の公表)</p> <p>第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p> <p>2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。</p> <p>(規約の改正)</p> <p>第9条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。</p> <p>(附 則)</p> <p>本規約は、平成28年 6月28日から施行する。</p> <p>一部改正、平成28年10月19日</p> <p>一部改正、平成30年 3月19日</p> <p>一部改正、令和 2年 2月13日</p> <p>一部改正、令和 3年 1月15日</p> <p>一部改正、令和 5年 7月25日</p> <p>一部改正、令和 6年 5月23日</p> <p>一部改正、令和 7年 5月23日</p> <p>一部改正、令和 8年 5月29日</p>

規約の改正内容(佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会)

■ 「別表2」の幹事名について、山口市の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">別表 1</p> <p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員</p> <p>(委 員) 山口市長 防府市長 周南市長 山口県 土木建築部長 山口県 総務部理事(危機管理担当) 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長</p>	<p style="text-align: right;">別表 1</p> <p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 委員</p> <p>(委 員) 山口市長 防府市長 周南市長 山口県 土木建築部長 山口県 総務部理事(危機管理担当) 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台長 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所長</p>

規約の改正内容(佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会)

■ 「別表2」の幹事名について、山口市の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p style="text-align: right;">別表 2</p> <p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事</p> <p>(幹事) 山口市 総務部 防災危機管理課長 山口市 都市整備部 河川治水課長 山口市 都市整備部 徳地土木事務所長 防府市 総務部 防災危機管理課長 防府市 土木都市建設部 河川港湾課長 周南市 総務部 防災危機管理課長 周南市 建設部 河川港湾課長 山口県 土木建設部 河川課長 山口県 総務部 防災危機管理課長 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台 防災管理官 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長(河川) 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長(道路)</p>	<p style="text-align: right;">別表 2</p> <p style="text-align: center;">佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事</p> <p>(幹事) 山口市 総務部 防災危機管理課長 山口市 都市整備部 河川治水課長 山口市 徳地総合支所 地域振興課長 防府市 総務部 防災危機管理課長 防府市 土木都市建設部 河川港湾課長 周南市 総務部 防災危機管理課長 周南市 建設部 河川港湾課長 山口県 土木建設部 河川課長 山口県 総務部 防災危機管理課長 気象庁 福岡管区気象台 下関地方気象台 防災管理官 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長(河川) 国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所 副所長(道路)</p>

規約の改正内容(佐波川流域治水協議会)

■ 「別表2(幹事)」の幹事名について、山口水源林整備事務所の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">佐波川流域治水協議会 規約</p> <p>第 1 条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>第 2 条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。</p> <p>第 3 条 協議会の構成 1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第 1 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>第 4 条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第 2 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>第 5 条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項</p> <p>第 6 条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2. 幹事会は原則非公開とする。</p> <p>第 7 条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">佐波川流域治水協議会 規約</p> <p>第 1 条 名 称 本協議会は、「佐波川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。</p> <p>第 2 条 目 的 本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、流域全体で水害被害を軽減させる「流域治水」対策を、佐波川流域において計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。</p> <p>第 3 条 協議会の構成 1. 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。 2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3. 協議会は、第 1 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>第 4 条 幹事会の構成 1. 協議会に幹事会を置く。 2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。 3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5. 幹事会は、第 2 項によるもの及び別表 3 に定めるオブザーバーのほか、必要に応じて幹事以外の者の出席を要請し、意見を求めることができる。</p> <p>第 5 条 協議会の実施事項 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1. 佐波川流域で行う流域治水の全体像を検討・共有。 2. 河川に関する対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。 3. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。 4. その他、流域治水に関して必要な事項</p> <p>第 6 条 会議の公開 1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。 ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。 2. 幹事会は原則非公開とする。</p> <p>第 7 条 協議会資料等の公表 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。 ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。</p>

規約の改正内容(佐波川流域治水協議会)

■ 「別表2(幹事)」の幹事名について、山口水源林整備事務所の組織改編に伴い修正。

改正前	改正後
<p>別表1 (委員)</p> <p>山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長</p> <p>別表2 (幹事)</p> <p>山口市都市整備部河川治水課長 山口市都市整備部徳地土木事務所長 山口市農林水産部徳地農林振興事務所長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林整備課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長</p> <p>別表3 (オブザーバー)</p> <p>山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局地方参事官 (各省調整)</p>	<p>別表1 (委員)</p> <p>山口市長 防府市長 周南市長 山口県土木建築部長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長</p> <p>別表2 (幹事)</p> <p>山口市都市整備部河川治水課長 山口市都市整備部徳地土木事務所長 山口市農林水産部徳地農林振興事務所長 防府市土木都市建設部河川港湾課長 防府市土木都市建設部都市計画課長 防府市産業振興部農林漁港整備課長 防府市上下水道局下水道課長 周南市建設部河川港湾課長 周南市産業振興部農林整備課長 周南市都市整備部都市政策課長 周南市総務部防災危機管理課長 山口県土木建築部河川課長 山口県土木建築部砂防課長 山口県土木建築部都市計画課長 林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所調整官 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所主幹 気象庁福岡管区気象台下関地方気象台防災管理官 国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所副所長</p> <p>別表3 (オブザーバー)</p> <p>山口県農林水産部農村整備課計画調整班長 山口県農林水産部森林整備課治山林道班長 農林水産省中国四国農政局地方参事官 (各省調整)</p>

規約の改正内容(佐波川流域治水協議会)

■ 「別表2(幹事)」の幹事名について、山口水源林整備事務所の組織改編に伴い修正。

改正前

第8条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。

第9条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第10条 附則

- 本規約は、令和 2年 8月27日から施行する。
- 一部改定 令和 3年 1月12日
 - 一部改定 令和 5年 3月29日
 - 一部改定 令和 6年10月31日
 - 一部改定 令和 7年10月 8日

改正後

第8条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局山口河川国道事務所 河川管理課で行う。

第9条 雑則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第10条 附則

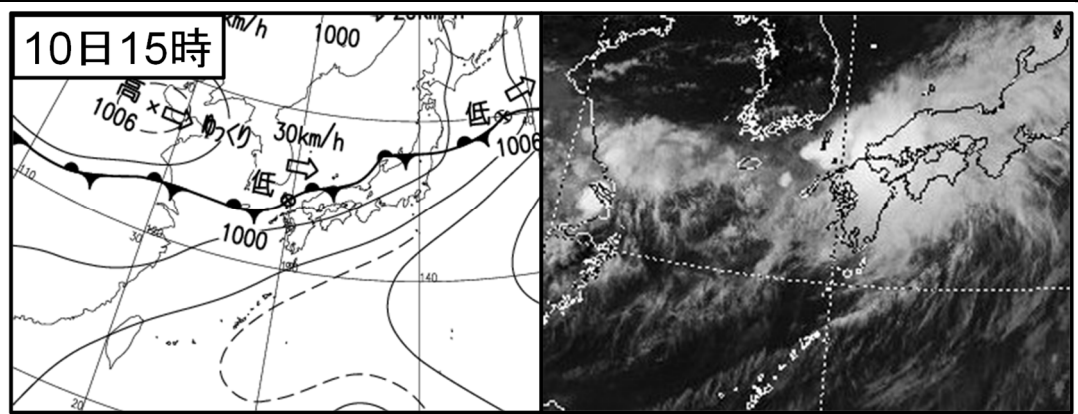
- 本規約は、令和 2年 8月27日から施行する。
- 一部改定 令和 3年 1月12日
 - 一部改定 令和 5年 3月29日
 - 一部改定 令和 6年10月31日
 - 一部改定 令和 7年10月 8日
 - 一部改訂 令和 8年 5月29日

令和7年度の出水振り返り

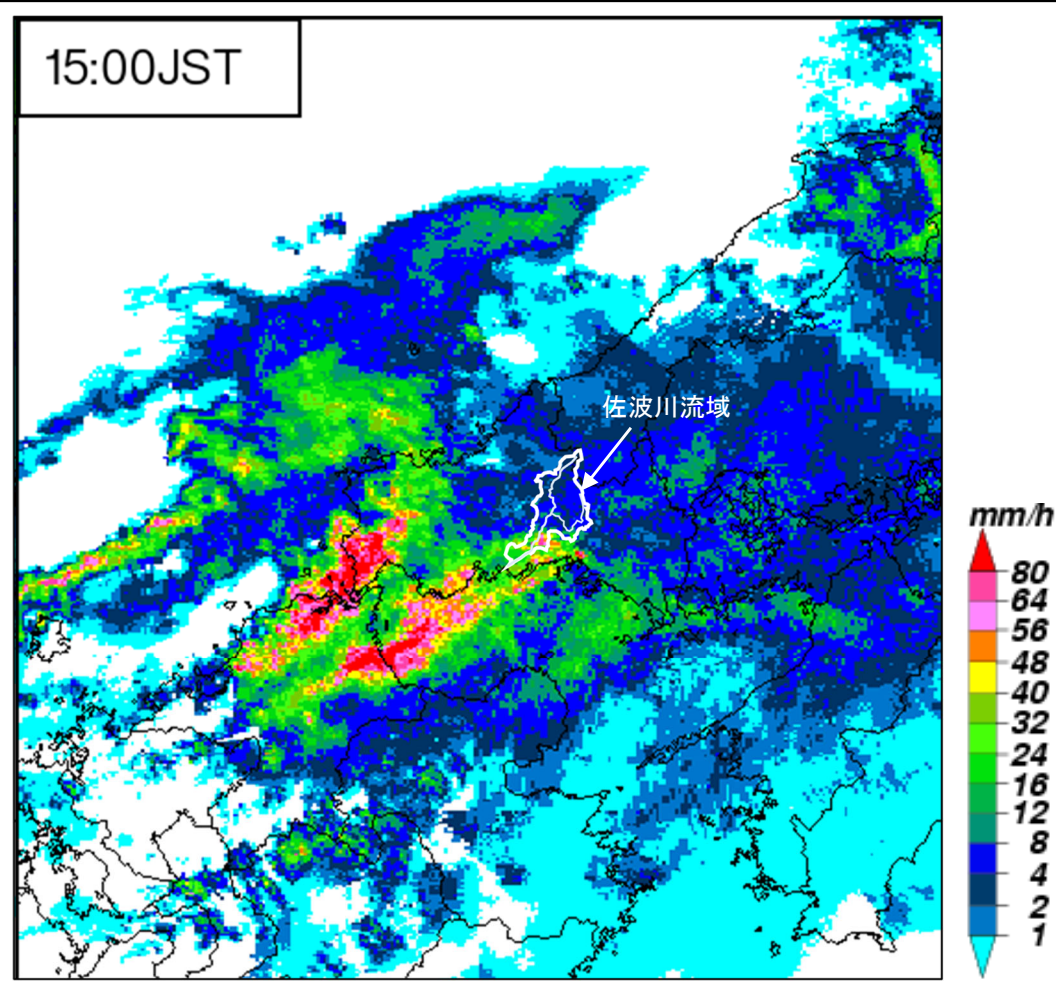
令和8年5月29日

令和7年度の出水状況

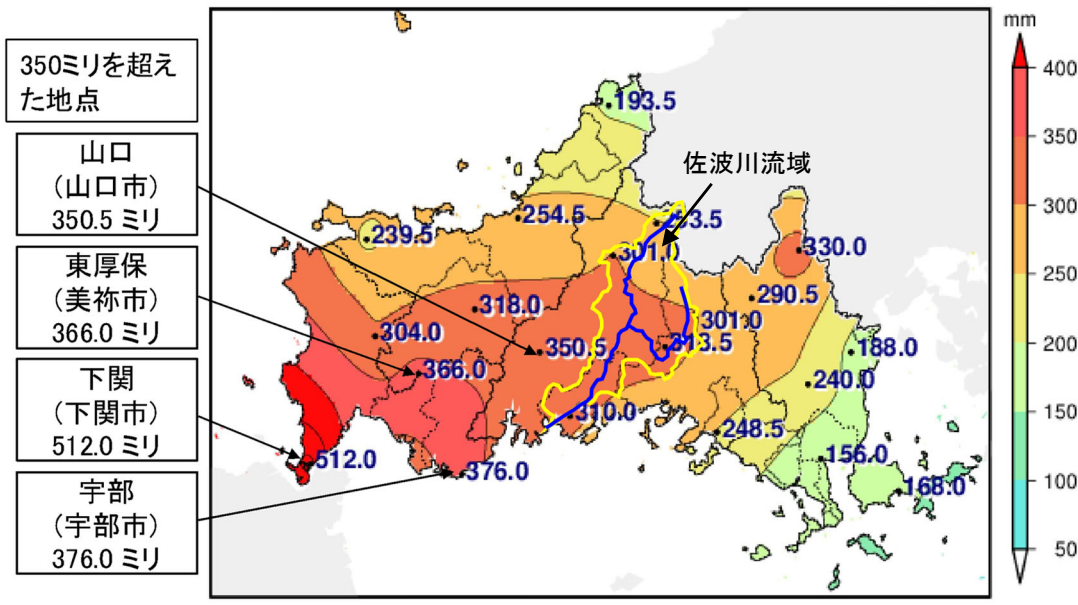
- 8月9日から12日にかけて、前線が対馬海峡から九州付近に停滞し、前線に向かって中国大陸や太平洋高気圧周辺からの暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、山口県では大気の状態が非常に不安定となった。
- 山口県内は8月の平年の月降水量を上回る記録的な大雨となった。
- 10日は前線上の低気圧の通過時に線状降水帯が発生し、山口県西部に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表した。
- この一連の雨で、9日から12日までの総降水量は、下関（下関市）で512.0ミリ、宇部（宇部市）で376.0ミリ、東厚保（美祢市）で366.0ミリ、山口（山口市）で350.5ミリ、羅漢山（岩国市）で331.5ミリを観測した。また、下関（下関市）では、月最大24時間降水量366.0ミリ、宇部（宇部市）では、日最大降水量280.5ミリを観測し、観測史上1位の記録を更新した。



天気図及び気象衛星画像（8月10日15時）
※山口県で降雨強度が高い時間を記載



気象レーダー画像(8月10日15時)
※山口県で降雨強度が高い時間を記載

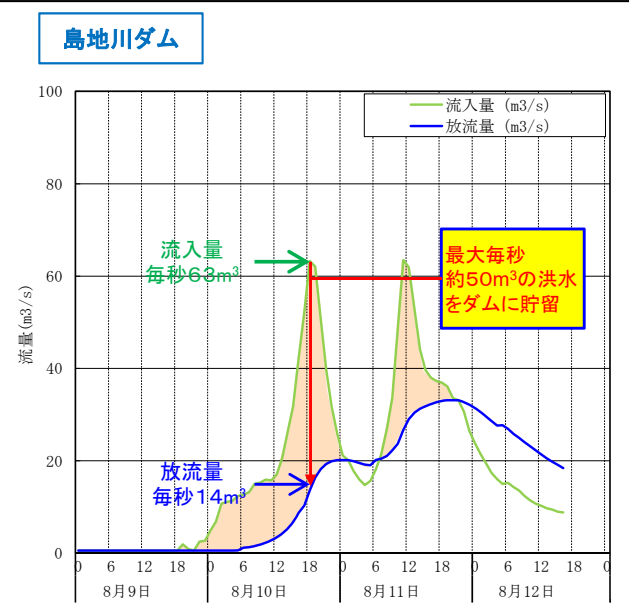
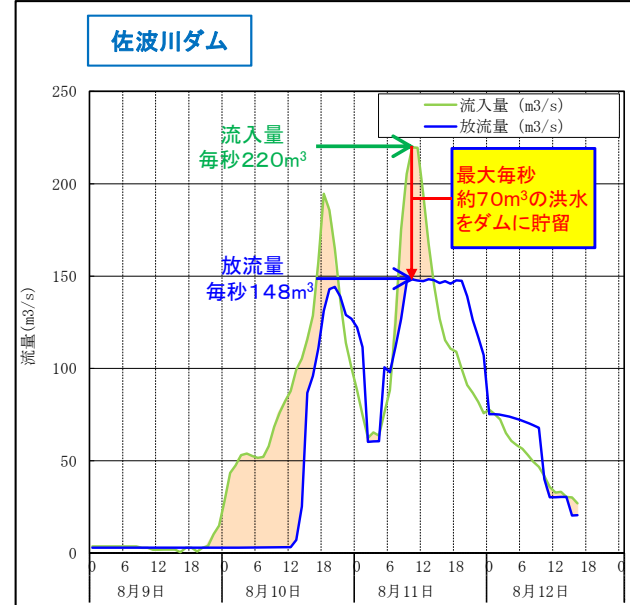


アメダス総降水量の分布図(8月9日12時～8月12日24時)

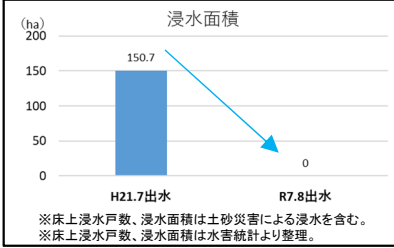
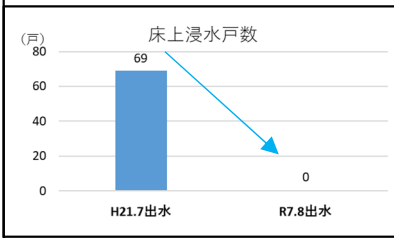
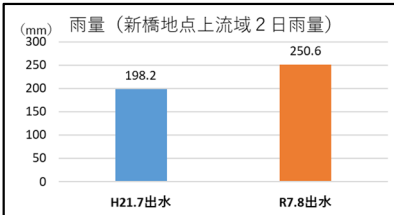
【出典】災害時気象資料—令和7年8月9日から12日にかけての山口県の大雨について—
令和7年8月13日 下関地方気象台

ダムの洪水調節や河川改修による治水効果

- 佐波川流域では、令和7年8月9日夜から11日夜にかけて大雨となり、新橋地点上流域の2日雨量が **250.6mm** と平成21年7月出水の約**1.3倍**の雨量が観測された。
- 佐波川流域では「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」による河道掘削を実施してきたこと、島地川ダム（国）及び佐波川ダム（山口県）による洪水調節を実施したことにより、9k000（防府市上右田地先）付近において**約0.6mの水位低減効果**を發揮した。
- 今回の出水では、平成21年7月出水を上回る規模の雨量（速報値）である。平成21年7月出水においては佐波川流域で河川氾濫等による浸水被害が発生したが、**これまでの治水事業により浸水被害を大幅に軽減した。**

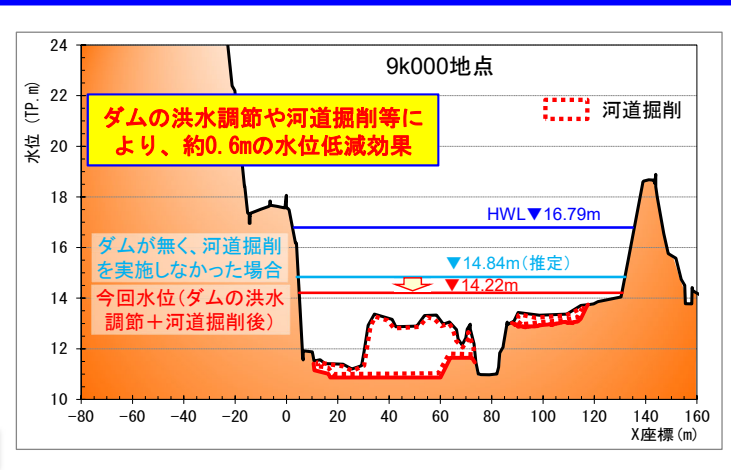


平成21年7月中国・九州北部豪雨により、佐波川流域のいたるところで河川が氾濫し、浸水被害が発生。また、防府市を中心に山口県内各地で土砂災害が多発。



※数値等は速報値のため、今後の精査等により変更する場合があります。

水位低減効果



今回の出水の様子(新橋地点)
令和7年8月11日13時00分頃

上右田地区整備状況(9k000付近)

佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会 佐波川流域治水協議会の開催概要

令和8年5月29日

第13回 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会

- ・令和7年度出水期に向けて、「第13回 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会」を開催しました。
- ・令和6年度の出水における取組の効果や課題、各機関における令和6年度の実績状況と令和7年度の実績予定を共有し、佐波川流域全体の安心・安全に繋げるため、ハード・ソフト対策を引き続き関係機関で連携して取り組むことを確認しました。

【開催概要】

- 日時: 令和7年5月23日(金) 13:30~14:30
- 場所: 山口河川国道事務所 第一会議室
- 議事
 - (1) 規約の改正
 - (2) 令和6年度佐波川出水振り返り
 - (3) 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会について
 - (4) 令和6年度の実績と令和7年度の実績予定
 - (5) 今後のスケジュール(案)
 - (6) その他(情報共有)



協議会の様子

- 出席機関(7機関)
山口市、防府市、周南市、山口県土木建築部、山口県総務部、下関地方気象台、山口河川国道事務所
- 報道機関(2機関)
日本放送協会 山口放送局、(株)中建日報社

【山口河川国道事務所長 記者への主なコメント】

- ・今回の協議会では、関係機関と顔の見える関係作りができたため非常に有効であった。
- ・令和7年度は、気候変動の影響などもあり、いつ大雨が降るかわからなくなっているため、市民が適切に避難をできるように防災教育をすすめていきたい。



【令和6年度佐波川出水振り返り】

- ・令和6年度は、7月に2回、11月に1回、計3回大きな出水が発生した。特に、非出水期の11月1日から11月2日にかけて、山口県においては、前線を台風21号から変わった低気圧が東シナ海を東に進んだことにより、佐波川流域では堀雨量観測所で**総雨量217mm**、11月としては**1か月分の雨量の平均の3倍の雨量**を観測、漆尾水位観測所では**避難判断水位を超過**。
- ・近年、気候変動の影響で雨量が増大している一方で、**非出水期での豪雨にも注意が必要**であることを確認。

【令和6年度の実績と令和7年度の実績予定】

- ・各委員より、令和6年度の実績と令和7年度の実績予定を説明。



山口市副市長

- ・令和6年度は、洪水に対してリスクの高い区間を住民と共同点検、まるごとまちごとハザードマップの設置、総合防災情報システムと防災ポータルシステムの運用を開始した。
- ・令和7年度は、引き続き総合防災システム、防災ポータルを活用して迅速な災害対応や適切な情報提供に取り組む。



山口県総務部理事
(危機管理担当)

- ・令和6年度は、自主防災アドバイザーの養成研修を実施した。
- ・令和7年度は、既存のアドバイザーを対象とした、自主的な避難所運営をテーマとしたスキルアップ研修を予定している。こうした取り組みを引き続き行い、**地域防災力の向上**に努める。



防府市長

- ・令和6年度は、防災必携「災害から命を守る」の全戸配布、緊急告知防災ラジオの土砂災害・津波災害警戒区域内世帯への無償貸与、子ども防災士の養成等を実施した。
- ・令和7年度は、広域防災広場の整備、自主防災組織の更なる強化、子ども防災士の養成、津波浸水深表示等に取り組む。



下関地方気象台長

- ・線状降水帯の予測精度向上に向けて取り組んでいる。
- ・令和6年度は、線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけについて、**府県単位で発表することとした**。
- ・令和7年度以降は、**市町村単位での発表**、また、発生をお知らせする情報の早期発表に向けて取り組む。
- ・防災気象情報の体系整理を行っており、令和8年度から新たな運用を予定している。



周南市副市長

- ・令和6年度は、防災専門員を中心とした出前トーク、統合型GISシステムの導入及び「しゅうなんデジタルマップ」の公開、防災ガイドブック「しゅうなん防災」の配布、「赤ちゃんとママを守る防災ノート」作成を行った。
- ・令和7年度は、災害情報システムのバージョンアップ、市民へのLINEを活用した情報周知等に取り組む。



山口河川国道事務所長

- ・令和6年度は、堤防整備や排水樋門工事等のハード整備、水防連絡会、合同巡視、排水作業の訓練、出前講座等のソフト対策に取り組んだ。
- ・令和7年度も、堤防整備、水防連絡会の開催、学校の先生への説明等による**防災学習の推進**を予定している。

第9回 佐波川流域治水協議会

- 第9回佐波川流域治水協議会として、山口市、防府市、周南市等の関係機関の委員及びオブザーバーが参加し、「流域治水プロジェクト進捗状況」や「特定都市河川の指定時期等」を議事として会議を実施した。
- 佐波川流域治水協議会規約の一部改正について、各委員より承認を得た。
- 流域治水プロジェクトの各機関の進捗状況について、各委員より説明した。
- 特定都市河川の指定時期等について、各委員よりご意見及び、承認を得た。
- 減災対策協議会と流域治水協議会の合同開催について提案し、各委員より承認を得た。

【開催日時】

日時	令和7年10月8日（水） 15:30～16:30
場所	山口河川国道事務所 第一会議室

【委員】

山口市	市長（代理：副市長）
防府市	市長
周南市	市長（代理：副市長）
山口県	土木建築部長
林野庁近畿中国森林管理局	山口森林管理事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター	山口水源林整備事務所長
気象庁福岡管区气象台	下関地方气象台長
国土交通省中国地方整備局	山口河川国道事務所長

【オブザーバー】

山口県	農林水産部農村整備課計画調整班長 （代理：主任）
	農林水産部森林整備課治山林道班長
農林水産省 中国四国農政局	地方参事官 （代理：農村振興部設計課事業計画管理官）

【主な意見】

- 山口市
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、総合防災情報システムや防災ポータルへの運用、洪水リスクの高い区間の住民との共同点検、徳地総合支所の建替の三点を実施している。
 - ・ 山口市徳地地域は河川整備が未着手の箇所が多く、浸水被害が頻発しているため、特定都市河川の指定による整備加速を期待している。指定により開発行為に制限が生じることから、住民説明会などを通じた周知が大切である。
- 防府市
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、ハード対策は幹線水路の整備、排水機場の設計等を、ソフト対策は全戸に防災必携の配布等を進めている。
 - ・ 鈴屋堰上流では未整備区域が残るため、特定都市河川の指定を進めていくことは重要である。一方、特定都市河川の指定は地域住民に大きく関わることであり、住民理解を得ながら円滑な進行を図る必要がある。
- 周南市
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、防災ガイドブック「しゅうなん防災」を活用した出前トーク等を通じて地域防災力の向上を図っている。
 - ・ 特定都市河川の指定により、国・県・市が一体となった治水対策が進み、地域安全性が向上することを期待する。周南市としても、広報や地域対話を通じ、本事業への理解と防災意識の向上に努めていく。
- 山口県
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、横曽根川での防潮堤整備のハード対策に加え、佐波川水系32河川で洪水浸水想定区域を指定するなどソフト対策を進めている。
 - ・ 令和8年3月に佐波川水系を特定都市河川に指定により、雨水浸透対策が義務づけられることから、条例を令和7年6月に制定した。指定後は、流域水害対策協議会を通じて、関係機関と連携しながら進めていきたい。
- 森林管理局（※会議は欠席のため、事前にコメントを頂戴しています。）
 - ・ 水源涵養機能が十分に発揮されるように森林整備、治山施設の整備を進め、指定区間の安全に資するよう取り組んでいく。引き続き、3月の指定に向けた手続きを進めていただきたい。
- 森林整備センター
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、佐波川上流域で実施している水源林造成事業により、森林土壌等の保水力の強化、土砂流出の抑制を図ることで流域治水に貢献していきたい。
 - ・ 今後も水源林の森林整備を通じ、佐波川の流域治水並びに特定都市河川指定に貢献していきたい。
- 气象台
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、流域平均雨量を用いた気象解説を検討している。
 - ・ 佐波川特定都市河川指定に向け防災情報の提供など協力していきたいと考えている。
- 国土交通省中国地方整備局
 - ・ 流域治水プロジェクトの進捗状況について、ハード対策として奈美地区と真尾地区の堤防整備・樋門設置等を進めている。ソフト対策としては、マイタイムラインの作成支援等を実施している。
 - ・ 特定都市河川について、令和8年3月に指定ができるように手続きを進めている。特定都市河川の指定を広報で周知し、住民が主体的に水害リスクを考え行動するきっかけとしたい。今後は関係機関と連携し、対策を進めていく。



佐波川水系の減災に係る 取組方針の改訂

令和8年5月29日

- ① 減災対策協議会取組方針再改定の背景
- ② 令和7年度までの取組状況
- ③ 減災対策協議会の取組項目のスリム化(統合案)
- ④ 減災対策協議会の令和8年度からの新規取組項目

1. 減災対策協議会取組方針再改定の背景

- 佐波川水系大規模氾濫に関する減災対策協議会は、平成28年6月に「佐波川水系の減災に係る取組方針」を策定した。
- 令和3年6月、新たに加わった周南市を含めた関係機関が連携し、減災対策を強力に推進するため「佐波川水系の減災に係る取組方針（改定案）」を策定した。
- ソフト対策については、多くの取組が推進されてきたが、**防災学習や訓練等の継続的に実施すべき取り組み**や、**新たな課題を踏まえた取り組み**を進めることとした。
- 加えて、減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催することとなり、取組項目について両協議会の取組内容を関連付けし、**取組項目を共有・連携し、統合を図った。**

2. 令和7年度までの取組状況

■ これまで(H28～R7年度)の取組状況は以下の通り。

取組項目	開始時期または目標時期	山口市	防府市	周南市	山口県	下関地方気象台	中国地方整備局
① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組							
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策（ハード整備）							
1 堤防整備、河道掘削及び漏水対策	継続実施						●
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備（ハード整備）							
4 大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の精度向上	継続実施					●	
6 スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信	継続実施						●
■ 情報伝達、避難等に関する取組							
12 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知	継続実施	●	●	●			
13 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用	継続実施	●	●	●	●	●	●
16 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施	継続実施	●	●	●			
17 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施	継続実施	●	●	●	●		●
18 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討	継続実施	○	○	○	○		
21 タイムラインの確実かつ効果的な運用（訓練、見直しの実施）	継続実施	●	●	●	●	●	●
22 簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信	継続実施	●	●	●			
23 洪水時の専門家（河川管理者等）による解説等、地域メディアとの連携による災害情報共有の実施	継続実施					●	●
■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発							
24 教育機関と連携した防災学習の実施	継続実施	●	●	●	●	●	●
25 防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施	継続実施	●	●	●	●	●	●
26 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進	継続実施				●		●
27 自主防災アドバイザーの養成	継続実施				●		
28 洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検	継続実施	●	●				●
29 ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会の実施	継続実施				●		●
30 小中学校における避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施	継続実施	●	●	●	●		●
31 危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の周知促進（SNS、メディア連携等）	継続実施						●
32 住民自らが確実に避難できる取組（マイ・タイムラインや避難カード等）の促進	継続実施	●	●	●	●		●
② 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動							
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化							
33 C C T V等によるわかりやすい情報の発信及び活用	継続実施	●	●	●			●
34 Lアラートの活用による多様なメディアを通じた迅速・確実な防災情報の伝達	継続実施	●	●	●	●		
35 迅速な洪水予報を行うための訓練の実施	継続実施					●	●
37 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	継続実施	●	●	●	●		●
③ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策							
■ 排水活動及び施設運用に関する取組							
40 排水施設の情報共有、大規模な浸水を想定した排水計画に基づく訓練の実施	継続実施	●	●		○		●
41 排水ポンプ車を用いた排水訓練の実施	継続実施						●

●:R7年度までに実施した取組 ○:R8年度以降に着手予定の取組 □:対象外

3. 減災対策協議会の取組項目のスリム化(統合案)

- これまでの取組状況と今後の取組を議論するにあたり、取組項目のスリム化を目指し、項目の統合を検討する。
- 項目の統合について、類似性・重複性・効果の限定性・実施済みで定着しているものを基準として、統合が可能な項目について以下に示す。

統合案	対象となる取組項目	理由
統合案①(項目12+13) 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用(作成・周知を含む)	項目12: 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知 項目13: 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用	項目12と13の目的が重複しており、ハザードマップの活用に作成・周知までを含めることで統合可能
統合案②(項目22+31) 簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信(水位計やカメラの周知促進を含む)	項目22: 簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信 項目31: 危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の周知促進(SNS、メディア連携等)	項目22と31の内容が重複しており、情報発信の一環として周知促進を項目31に統合可能
統合案③(項目24+25+27) 防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成(他機関との連携)	項目24: 教育機関と連携した防災学習の実施 項目25: 防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施	項目24と25は取組内容が類似しており、防災教育・啓発活動(講習会等)として一本化できる
	項目27: 自主防災アドバイザーの養成	防災教育・啓発活動の一環として上記の項目24・25に統合可能
統合案④(項目26+29) 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進(ダムの効果や機能の説明会を含む)	項目26: 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進 項目29: ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会の実施	ダムの説明会を広報活動の一環として項目26に統合可能

3. 減災対策協議会の取組項目のスリム化(統合案)

【令和7年度まで】

取組項目	
① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組	
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策 (ハード整備)	
1	堤防整備、河道掘削及び漏水対策
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 (ハード整備)	
4	大雨警報(浸水害)・注意報、洪水警報・注意報の精度向上
6	スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信
■ 情報伝達、避難等に関する取組	
12	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知
13	訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用
16	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施
17	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
18	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討
21	タイムラインの確実かつ効果的な運用(訓練、見直しの実施)
22	簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信
23	洪水時の専門家(河川管理者等)による解説等、地域メディアとの連携による災害情報共有の実施
■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発	
24	教育機関と連携した防災学習の実施
25	防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施
26	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進
27	自主防災アドバイザーの養成
28	洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検
29	ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会の実施
30	小中学校における避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
31	危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の周知促進(SNS、メディア連携等)
32	住民自らが確実に避難できる取組(マイ・タイムラインや避難カード等)の促進

【令和8年度以降(案)】

取組項目	
① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組	
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策 (ハード整備)	
1	堤防整備、河道掘削及び漏水対策
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 (ハード整備)	
2	防災気象情報の改善(変更)
3	スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信
4	水門・樋門等の自動化・遠隔操作化(新規)
■ 情報伝達、避難等に関する取組	
5	訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用(作成・周知を含む)
6	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施
7	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
8	想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討
9	タイムラインの確実かつ効果的な運用(訓練、見直しの実施)
10	簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信(水位計やカメラの周知促進を含む)
11	洪水時の専門家(河川管理者等)による解説等、地域メディアとの連携による災害情報共有の実施
12	応急的な避難場所の確保(民間協定)(新規)
■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発	
13	防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成(他機関との連携)
14	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進(ダムの効果や機能の説明会を含む)
15	洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検
16	小中学校における避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
17	住民自らが確実に避難できる取組(マイ・タイムラインや避難カード等)の促進

統合案①

統合案②

統合案③

統合案④

※令和8年度以降の取組項目の番号は通し番号に変更

※「②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動」、「③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策」は統合なしのため表示していない

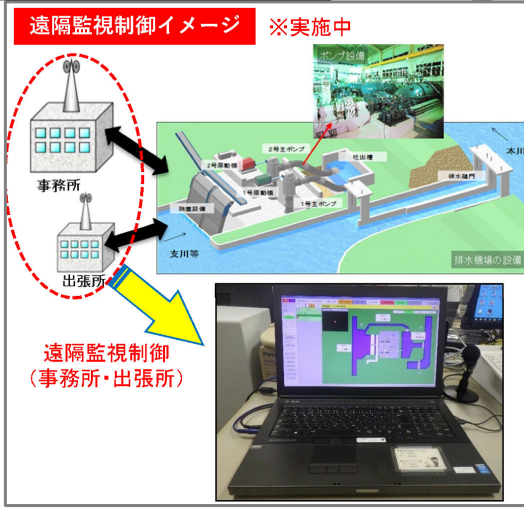
4. 減災対策協議会の令和8年度からの新規取組項目

- 東日本大震災では現地の操作員が被災したことから、水門等の操作を安全に行えないと判断される場合に、操作員を退避させることや、水門等を自動的、又は遠隔操作によりゲートの開閉を行うことの必要性が明らかになった。
- また、令和6年の宮崎県沖日向灘を震源とする地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報」が初めて発表された。これを契機に、南海トラフ地震への警戒が高まっている。
- 上記の課題を踏まえ、令和8年度からの新規取組項目を以下に示す。

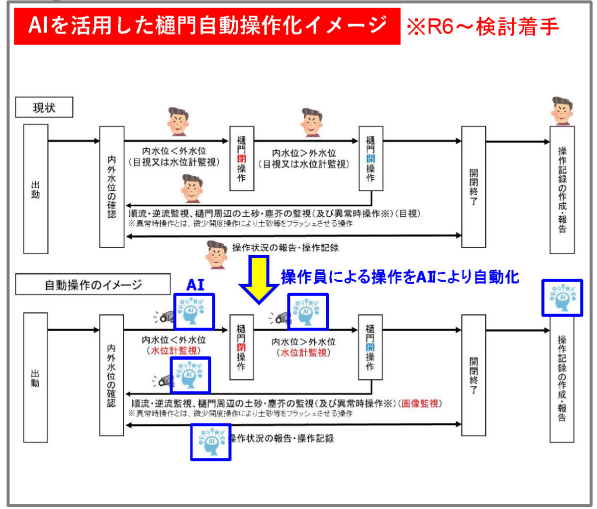
【新規取組項目】

分類	新規取組項目	理由
避難行動、水防活動に資する基盤等の整備(ハード整備)	新規①:水門・樋門等の自動化・遠隔操作化	津波、洪水時の迅速な対応を可能にするとともに、人的リスクを低減できる。
情報伝達、避難等に関する取組	新規②:応急的な避難場所の確保(民間協定)	災害時の柔軟な避難体制を確保するとともに、民間との連携で即応性を高める。

これまでの取り組み効果



発展



新規② 応急的な避難場所の確保事例(防府市)

地区	避難場所	指定緊急避難場所					指定避難所
		洪水	高潮	崖崩れ等	津波	地震	
華城	大村印刷株式会社3階食堂	○	○	○	○	○	○
中関	ブリヂストン防府工場体育館	○	○	○	○	○	○

出典:防府市ホームページより抜粋

新規① 内水排除施設等における遠隔監視・操作化のイメージ

減災対策協議会と流域治水協議会の 運営方法の見直し

令和8年5月29日

- ① 減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し
- ② 両協議会の取組内容の関連付け、項目名の更新

1. 減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し

■これまでの減災対策協議会・流域治水協議会について

減災対策協議会では、『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有を図ってきました。

一方、流域治水協議会は、令和2年8月に設立され、近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行ってきました。

■減災対策協議会と流域治水協議会を合同で開催

これまで、各協議会で流域治水・減災に係る取組方針に対するフォローアップや情報共有等を実施し、対策を計画的に推進してきましたが、両協議会で連携を図る取組等もあることから、今後は、両協議会の取組事例の共有やフォローアップ調査様式の統一等を実施し、両協議会を合同で開催することで両協議会の資料作成等の効率化を図ります。

これにより、各協議会は以下の進め方により、実施していくものとします。

①各協議会を同日に合同開催

②共通様式による合同フォローアップ調査の実施

各協議会では引き続きフォローアップを実施しますが、今後「取組状況フォローアップ様式」は共通様式を用いて合同で調査を行うことを予定しています。

③事務局体制

各協議会の事務局体制は、これまでと変更はありません。

1. 減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し

■減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催イメージ

これまで

流域治水協議会		減災対策協議会	
不定期	流域治水協議会	出水期前	減災対策協議会
不定期	流域治水協議会幹事会	年度末	減災対策協議会幹事会



出水期前 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催

出水期前 減災対策協議会、流域治水協議会 合同開催
年度末 減災対策協議会幹事会、流域治水協議会幹事会 合同開催

幹事会、協議会を原則、合同で開催を行う。(ただし、個別で協議事項がある場合等除く)

1. 減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し

■ 減災対策協議会、流域治水協議会 取組資料について

流域治水協議会

気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水へ転換。
集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じハード・ソフト一体で多層的に進める。
これまで減災対策協議会において進めてきた取組等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

<流域治水プロジェクトの取組項目>

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ・洪水氾濫対策
- ・流水の貯留機能拡大
- ・土砂洪水氾濫対策 等

被害対象を減少させるための対策

- ・防災指針の作成
- ・まちづくりとの連携 等

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

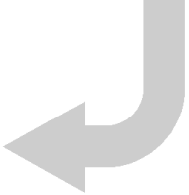
- ・水災害リスク情報の充実
- ・避難体制等の強化
- ・早期復興を支援する事前の準備 等

減災対策協議会

『「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく佐波川流域の減災に係る取組方針』に基づき、平成28年度から令和7年度までの目標時期を設定し、各機関において減災に係る取組を実施し、その取組状況について共有。

<減災対策協議会の取組項目>

- ① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
- ② 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動
- ③ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策



減災対策協議会で進めてきた避難行動のための取組や水防活動、排水対策等は、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

1. 減災対策協議会と流域治水協議会の運営方法の見直し

○激甚化・頻発化する水災害による被害最小化に向け、減災対策と流域治水の取り組みを計画的に推進することを目的とした2つの協議会を開催している。

減災対策協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** ハード対策、ソフト対策を一体的に推進し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を達成
- ✓ **位置付け:** 水防法第15条の9(大規模氾濫減災協議会)
- ✓ **対象とする構成員:** 国管理河川の氾濫による浸水想定区域に係る機関

●協議会の設立経緯

- ✓ **平成27年9月関東・東北豪雨**… 鬼怒川(国管理河川)の堤防が決壊し、家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水発生に加えて住民の避難が遅れ、多数の孤立者が発生



- ✓ 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき減災対策を推進するため協議会を設置
- ✓ 概ね5年間の具体的な取組を定めた「減災に係る取組方針」を策定

●取組の目標

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

② 地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動

③ 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

流域治水協議会

●目的、位置付け等

- ✓ **目的:** 気候変動による降雨量の増加等を踏まえた水災害への備えについて、河川対策の促進に加えて、氾濫域・集水域のあらゆる関係者が連携した流域対策+グリーンインフラの取組を推進
- ✓ **位置付け:** 社会資本整備審議会から国土交通大臣への答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」を踏まえて設立(法的位置付けは無い)
- ✓ **対象とする構成員:** 流域全体(河川管理者(国・県)、市町村、企業、住民)

●協議会の設立経緯

- ✓ **近年、豪雨災害が激甚化・頻発化**… 平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月熊本豪雨など



- ✓ **気候変動の影響**による更なる水災害への対応として協議会を設置
- ✓ 具体的な取組やロードマップを「流域治水プロジェクト」として策定

●取組の目標

洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期復旧復興のための策

グリーンインフラの取組

■各協議会の構成機関(減災協:6機関、流域治水:9機関) ※オブザーバー含む

No.	構成機関	減災対策	流域治水
1	山口市	○	○
2	防府市	○	○
3	周南市	○	○
4	山口県	○	○
5	山口森林管理事務所	-	○
6	山口水源林整備事務所	-	○
7	下関地方气象台	○	○
8	山口河川国道事務所	○	○
9	中国四国農政局	-	○

2. 両協議会の取組内容の関連付け、項目名の更新

- 取組項目について両協議会の取組内容を関連付けし、項目名を更新する。
- 流域治水プロジェクトの対策として不足している項目(防災学習、排水計画)について追加する。

フォローアップ項目	
流域治水	減災対策
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	
○ 気候変動を踏まえた治水計画への見直し	■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策(ハード整備)
気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策	1 堤防整備、河道掘削及び漏水対策
雨水管理総合計画等に基づくハード対策	
○ あらゆる治水対策の総動員	
農業水利施設の整理、水田貯留機能の向上	
治山事業の推進及び森林の整備・保全	
洪水調整施設の機能強化	
○ 溢れることも考慮した減災対策の推進	
粘り強い河川堤防の整備	
○ 既存ストックの徹底活用	
既存ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	
② 被害対象を減少させるための対策	
○ 溢れることも考慮した減災対策の推進	
立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への居住誘導	
災害リスクの低い場所での支所等整備(災害に強いまちづくり)	
③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	
○ 気候変動を踏まえた治水計画への見直し	
防災拠点や医療機関を繋ぐ道路ネットワークの整備	
土のう等の備蓄資材の配備	■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化
	21 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認

: 新規項目および変更した項目
 : 統合した項目(スリム化)

○ 多面的機能を活用した治水対策の推進	
ハザードマップの配布及び住民説明会の実施	■ 情報伝達、避難等に関する取組 5 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用(作成・周知を含む)
情報伝達訓練の実施	■ 情報伝達、避難等に関する取組 6 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施
	9 タイムラインの確実かつ効果的な運用(訓練、見直しの実施)
	10 簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信(水位計やカメラの周知促進を含む)
	■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化 18 CCTV等によるわかりやすい情報の発信及び活用
避難確保計画の促進	19 Lアラートの活用による多様なメディアを通じた迅速・確実な防災情報の伝達
	■ 情報伝達、避難等に関する取組 7 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
	8 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討
個別避難計画の作成促進	■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発 16 小中学校における避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施
	■ 情報伝達、避難等に関する取組 12 応急的な避難場所の確保(民間協定)(新規)
防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用(新規)	■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発 13 防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成(他機関との連携)
	14 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進(ダムの効果や機能の説明会を含む)
	15 洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検
排水計画の作成及び排水訓練の実施(新規)	■ 排水活動及び施設運用に関する取組 22 排水施設の情報共有、大規模な浸水を想定した排水計画に基づく訓練の実施
	23 排水ポンプ車を用いた排水訓練の実施
○ インフラDX等の新技術の活用	
気象情報の充実、予報精度の向上	■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備(ハード整備) 2 防災気象情報の改善(変更)
	3 スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信
	■ 情報伝達、避難等に関する取組 11 洪水時の専門家(河川管理者等)による解説等、地域メディアとの連携による災害情報共有の実施
洪水予測の高度化	■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化 20 迅速な洪水予報を行うための訓練の実施
河川管理施設の自動化・遠隔化(DX)	■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備(ハード整備) 4 水門・樋門等の自動化・遠隔操作化(新規)
三次元河川管内図の整備(DX)	
BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用(DX)	
マイタイムラインの作成支援	■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発 17 住民自らが確実に避難できる取組(マイ・タイムラインや避難カード等)の促進

令和7年度の取組と 令和8年度の取組予定

令和8年5月29日



国土を**整**え、全力で**備**える
国土交通省
中国地方整備局

佐波川流域における流域治水プロジェクトの実施状況

<p>戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）</p>  <p>整備率：76% (概ね5か年後)</p>	<p>農地・農業用施設の活用</p>  <p>2市 (令和6年度末)</p>	<p>流出抑制対策の実施</p>  <p>0施設 (令和5年度実施分)</p>	<p>山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策</p>  <p>治山対策等の実施箇所 2箇所 (令和6年度実施分) 砂防関係施設の整備数 1施設 (令和6年度完成分) ※施工中 5施設</p>	<p>立地適正化計画における防災指針の作成</p>  <p>1市 (令和6年7月末時点)</p>	<p>避難のためのハザード情報の整備</p>  <p>洪水浸水想定区域 33河川 (令和6年9月末時点) ※一部、令和4年3月末時点 内水浸水想定区域 2団体 (令和6年9月末時点)</p>	<p>高齢者等避難の実効性の確保</p>  <p>洪水 523施設 避難確保計画 土砂 180施設 (令和6年9月末時点) 個別避難計画 3市 (令和5年1月1日時点)</p>
--	---	--	--	---	--	---

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

■ 治山事業の推進及び森林の整備・保全 (周南市)




島地川ダム上流の森林 間伐作業状況




列状間伐実施後 伐採材搬出状況

- 森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源の維持造成を推進する。
- 生物多様性の保全、地球温暖化の防止への役割を果たし、懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林保全の確保に努める。

被害対象を減少させるための対策

■ 立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への居住誘導(防府市)



都心機能誘導区域
・防府駅周辺部を都市の活力を高め求心性を持つ都市核の形成に資する区域として設定しています。
【誘導施設】
ショッピングセンター（店舗面積6,000㎡以上）
市庁舎/文化施設

核形成区域
・将来都市構造の多極型ネットワークを実現するため、各地域の拠点の形成を図る区域として設定しています。
(中央・新田・中間・牟礼・羅城・石田・西浦・富海・大道)

居住誘導区域・生活機能補完区域
＜居住誘導区域＞
・市街化区域の中から、土砂災害や浸水被害などの災害リスクの高いエリアや工業地域などの住宅・学校・病院などの日常生活に必要な施設を建てることのできないエリアが含まれない区域です。
・教育、商業、医療、子育て支援、介護サービス、行政・公営サービスなどの普段生活に密接に関わりのある各々の施設商業圏や利用圏などを基にした「生活利便エリア」にバスや電車の「公共交通を利用しやすいエリア」を統合して設定しています。
＜生活機能補完区域＞
・生活機能補完区域は、居住誘導区域の日常生活を支え、非常時の食料・電気の供給源となる生活機能施設を誘導していくため、居住誘導区域を補完する区域として設定しています。

防府市立地適正化計画 区域図

- 人口減少や少子高齢化といった社会情勢を鑑み、将来にわたり、居住するうえでの利便性や都市の活力を維持向上できるように、災害リスクが高い地域から低い地域への居住の誘導を図る。
- 市街化調整区域における開発許可要件等の見直しを行い、災害リスクが高い地域から低い地域への居住の誘導を図る。

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

■ 災害復旧拠点となる徳地総合支所の建替 (山口市)



山口市新徳地総合支所(R4.11.20落成)

- 徳地総合支所、徳地地域交流センター、徳地保健センター、徳地診療所、消防車庫、徳地文化ホールを一体化した地域拠点の中核施設であり、被害の軽減、早期復旧・復興のための災害復旧拠点となる徳地地域の重要な施設である。




屋上に設置された発電機 総合支所と一体化した診療所

令和7年度までの減災対策協議会での取組状況

取組項目	開始時期または目標時期	山口市	防府市	周南市	山口県	下関地方気象台	中国地方整備局
①迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組							
■ 洪水氾濫を未然に防ぐ対策（ハード整備）							
1 堤防整備、河道掘削及び漏水対策	継続実施						●
■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備（ハード整備）							
4 大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の精度向上	継続実施					●	
6 スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信	継続実施						●
■ 情報伝達、避難等に関する取組							
12 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップの作成・周知	継続実施	●	●	●			
13 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用	継続実施	●	●	●	●	●	●
16 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への水位情報の提供等の検討・実施	継続実施	●	●	●			
17 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施	継続実施	●	●	●	●		●
18 想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域図に基づく広域避難の検討	継続実施	○	○	○	○		
21 タイムラインの確実かつ効果的な運用（訓練、見直しの実施）	継続実施	●	●	●	●	●	●
22 簡易型河川監視カメラや防災監視カメラ等を活用した避難に結びつく情報発信	継続実施	●	●	●			
23 洪水時の専門家（河川管理者等）による解説等、地域メディアとの連携による災害情報共有の実施	継続実施					●	●
■ 防災学習の推進及び防災知識の普及・啓発							
24 教育機関と連携した防災学習の実施	継続実施	●	●	●	●	●	●
25 防災シンポジウム等の開催及び出前講座等による講習会の実施	継続実施	●	●	●	●	●	●
26 「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報活動の推進	継続実施				●		●
27 自主防災アドバイザーの養成	継続実施				●		
28 洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検	継続実施	●	●				●
29 ダムの効果やダム操作について住民の理解を深めるための説明会の実施	継続実施				●		●
30 小中学校における避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施	継続実施	●	●	●	●		●
31 危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラ等の周知促進（SNS、メディア連携等）	継続実施						●
32 住民自らが確実に避難できる取組（マイ・タイムラインや避難カード等）の促進	継続実施	●	●	●	●		●
②地域別の氾濫特性に応じた効果的な水防活動							
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化							
33 CCTV等によるわかりやすい情報の発信及び活用	継続実施	●	●	●			●
34 Lアラートの活用による多様なメディアを通じた迅速・確実な防災情報の伝達	継続実施	●	●	●	●		
35 迅速な洪水予報を行うための訓練の実施	継続実施					●	●
37 水防資機材の情報共有及び相互支援方法の確認	継続実施	●	●	●	●		●
③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策							
■ 排水活動及び施設運用に関する取組							
40 排水施設の情報共有、大規模な浸水を想定した排水計画に基づく訓練の実施	継続実施	●	●		○		●
41 排水ポンプ車を用いた排水訓練の実施	継続実施						●

●:R7年度までに実施した取組 ○:R8年度以降に着手予定の取組 □:対象外

令和8年度以降の取組予定

○令和8年度以降の取組予定

●：R8年度に実施する取組（実施済み・実施中も含む） ○：R9年度以降に着手予定の取組 □：対象外

フォローアップ項目	減災対策	山口市		防府市		周南市		山口県		山口森林事務所		山口水森林整備事務所		下関地方気象台		山口河川国道事務所		
		流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	流域治水	減災対策	
① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策																		
○気候変動を踏まえた治水計画への見直し	■洪水氾濫を未然に防ぐ対策（ハード整備）																	
気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策									●	●							●	●
雨水管理総合計画等に基づくハード対策		○		●		●												
② あらゆる治水対策の総動員																		
農業水利施設の整理、水田貯留機能の向上									●									
治山事業の推進及び森林の整備・保全		●							●			●						
洪水調整施設の機能強化									●								○	
③ 忘れられることも考慮した減災対策の推進																		
○粘り強い河川堤防の整備									●									●
○既存スタックの徹底活用									●									●
既存ダムにおける事前放浪等の実施、体制構築									●									●
④ 被害対象を減らすための対策																		
○忘れられることも考慮した減災対策の推進																		
○立地適正化計画に基づく水害リスクの低い地域への居住誘導		●		●		●												
○災害リスクの低い場所での支所等整備（災害に強いまちづくり）		●		●		●												
⑤ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策																		
○気候変動を踏まえた治水計画への見直し																		
防災拠点や医療機関を繋ぐ道路ネットワークの整備		●		●		●			●									
土のう等の備蓄資材の配備	21	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
⑥ 多面的機能を活用した治水対策の推進																		
○ハードマップの配布及び住民説明会の実施		●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
情報伝達訓練の実施	5	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	6	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	9	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	18	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
避難確保計画の促進	8	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	10	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
個別避難計画の作成促進	12	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	13	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用（新規）	14	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	15	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
排水計画の作成及び排水訓練の実施（新規）	22	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
	23	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●
⑦ インフラDX等の新技術の活用																		
気象情報の充実、予報精度の向上	2																	●
	3																●	●
	11																●	●
洪水予測の高度化	20																●	●
	21																●	●
河川管理施設の自動化・遠隔化（UX）	4	○	○														●	●
三次元河川管内図の整備（DX）																	●	●
BIM/CIM適用による三次元モデルの積極的な活用（DX）																	●	●
マイタイムラインの作成支援	17	●	●	●	●	●	●	●	●	●							●	●

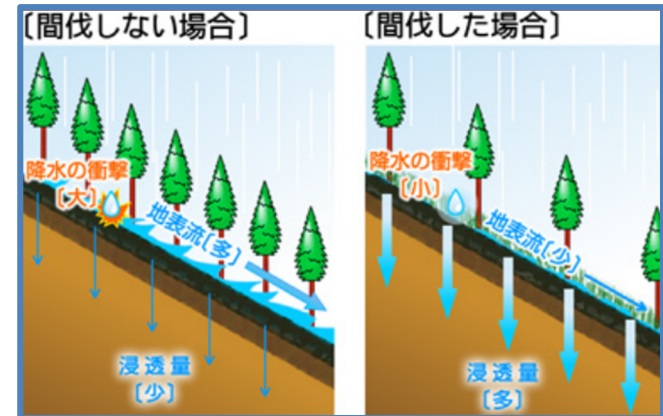
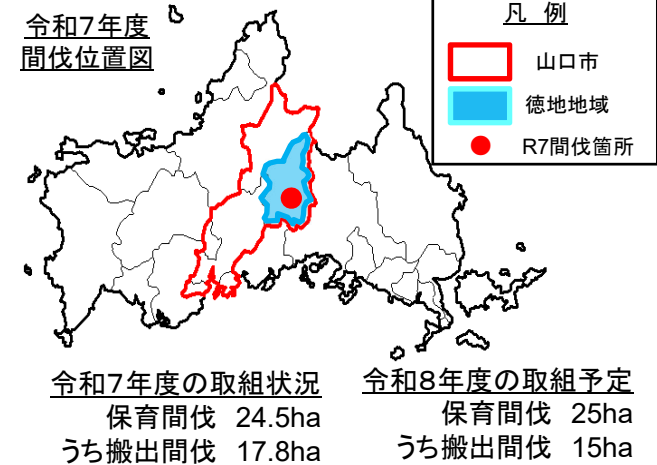
■：新規項目および変更した項目 □：統合した項目（スムリ化）

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

森林整備(間伐)の実施

山口市

- 佐波川上流域(徳地鯖河内地区)において森林整備(間伐)を実施しました。



(効果)間伐することで太陽光が適度に注ぎ、残された木々は幹が太く枝葉がしっかりとした健全な木に育ちます。また、根を土壌の中に広く、深く張ることができるようになります。さらに、木の根元まで太陽光が注ぐことで下草が繁茂し、雨水が草木によってゆっくりと土壌に浸透することから「緑のダム」として機能します。

流域治水協議会
森林の整備、保全

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

「災害発生時等における福祉避難所の設置運営に関する協定」の締結

山口市

- 令和7年7月に山口市介護サービス提供事業者連絡協議会の会員が所管する22の施設を対象として、「災害発生時等における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。
- 令和8年6月1日から福祉避難所の運用を開始します。



福祉避難所看板(特別養護老人ホームとくぢ苑)



福祉避難所の様子

「避難マイプラン(個別避難計画)」で事前に調整された、高齢者や障がいのある「要配慮者」が安全性に配慮された環境で避難生活を送ることができます。

流域治水協議会

個別避難計画の作成促進

減災対策協議会

12. 応急的な避難場所の確保(民間協定)(新規)

- 佐波川の水害リスクへの理解を深めることを目的に、地域住民の方と合同で佐波川の危険箇所を確認し、佐波川の概要や洪水情報の取得方法等について情報提供を行った。



住民との共同点検の様子(R7年8月31日)

流域治水協議会

防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

15. 洪水に対してリスクの高い区間の住民との共同点検

① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

排水施設の整備、河川浚渫

防府市

- ・ 華城地区、中関地区周辺において幹線水路および排水機場の設計・整備を実施。
- ・ 防府市管理の準用河川および普通河川の浚渫を実施。
- ・ 工事が完成することで、浸水被害を軽減する。



流域治水協議会

雨水管理総合計画等に基づくハード対策

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

防災学習・知識の普及・啓発、ハザードマップ作成
防災拠点や医療拠点を繋ぐネットワークの整備

防府市

・総合防災訓練の開催及び
出前講座による講習会の実施

- ・防災関係機関の連携強化等を目的に山口県総合防災訓練を実施。
- ・防災知識の普及・啓発のため、地域、学校、企業等を対象に出前講座を実施。(R8.3.30時点実績:66件)



・教育機関と連携した防災学習の実施

- ・災害に対する知識を学び、自らの命を守るための力を身に付ける防災教育を通じて、将来の地域防災の担い手を育成する「こども防災士養成講座」を実施。(R7:13人をこども防災士に認定)
- ・こども防災士はイベント等で防災啓発活動に従事。



防災啓発活動の様子

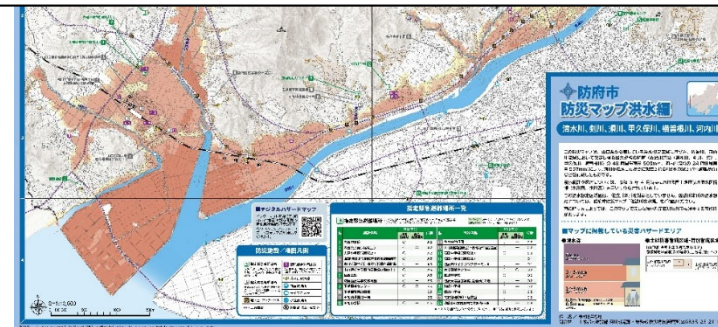
・防災拠点や医療拠点を繋ぐネットワークの整備

令和6年度より広域防災広場の造成に着手



・ハザードマップ作成

- ・佐波川支川等の河川の洪水ハザードマップ
および市街化区域内の内水ハザードマップ作成。



流域治水協議会

防災拠点や医療機関を繋ぐ道路ネットワークの整備

減災対策協議会

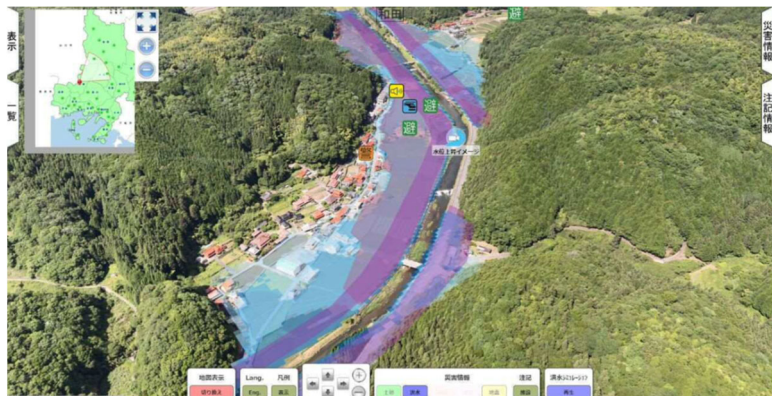
5. 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用(作成・周知を含む)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

洪水ハザードマップを活用した防災教育と防災ポータルサイトの開設

周南市

令和7年度:web版ハザードマップを活用した防災授業を実施。令和8年度:防災ポータルサイトを開設し、迅速・的確な情報を提供。



和田地区の小学校児童と住民を対象に地域の災害（洪水）について防災授業を実施。



令和8年5月8日開設。防災気象情報や避難指示の発令、避難所の開設状況等を確認することができる。

流域治水協議会

防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

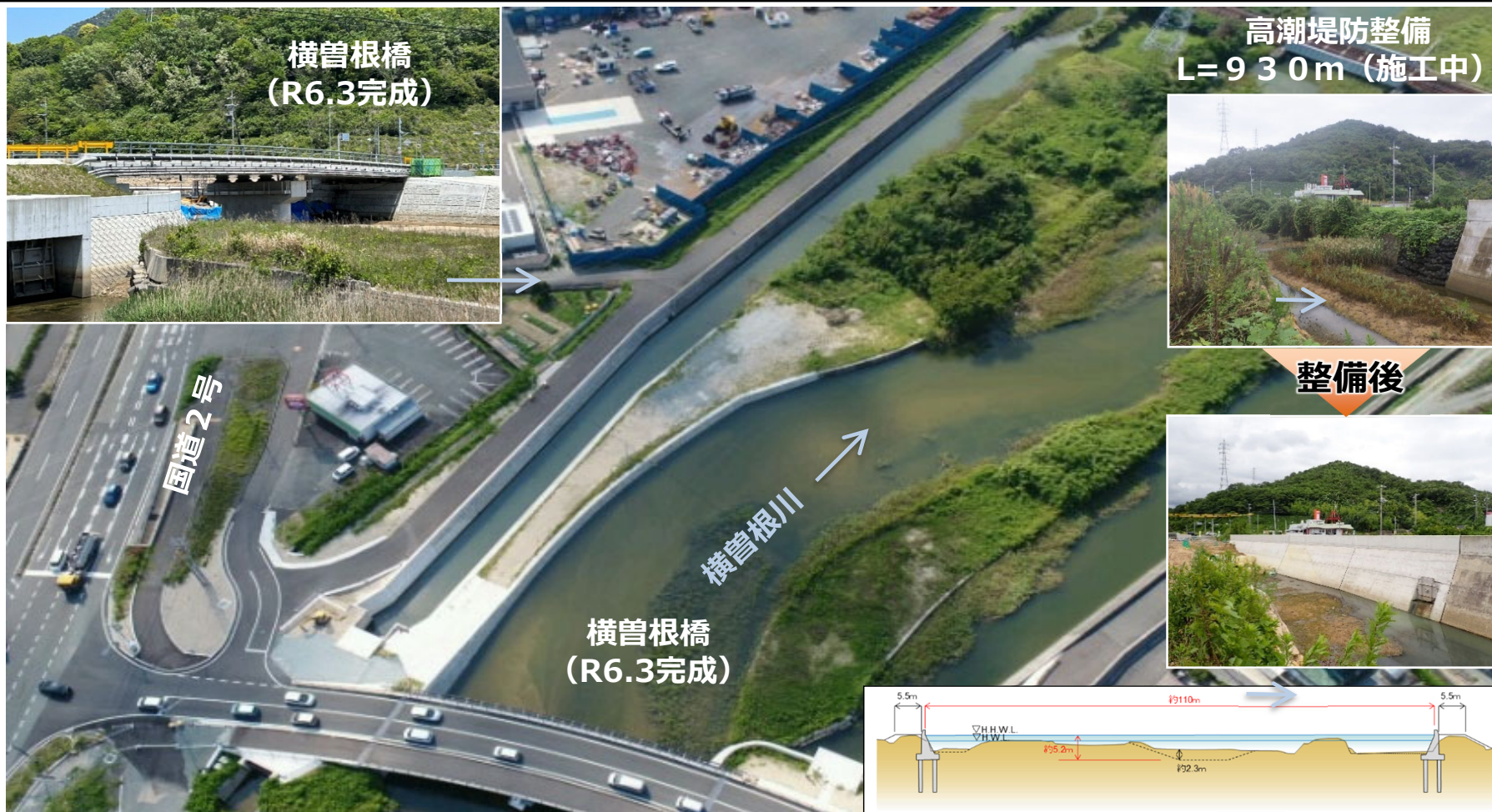
5. 訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用（作成・周知を含む）

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

佐波川水系横曽根川(指定区間)の河川整備

山口県

- 横曽根川において、高潮堤防の整備等を実施中
- 工事が完成することで、高潮や洪水による浸水被害を軽減する。



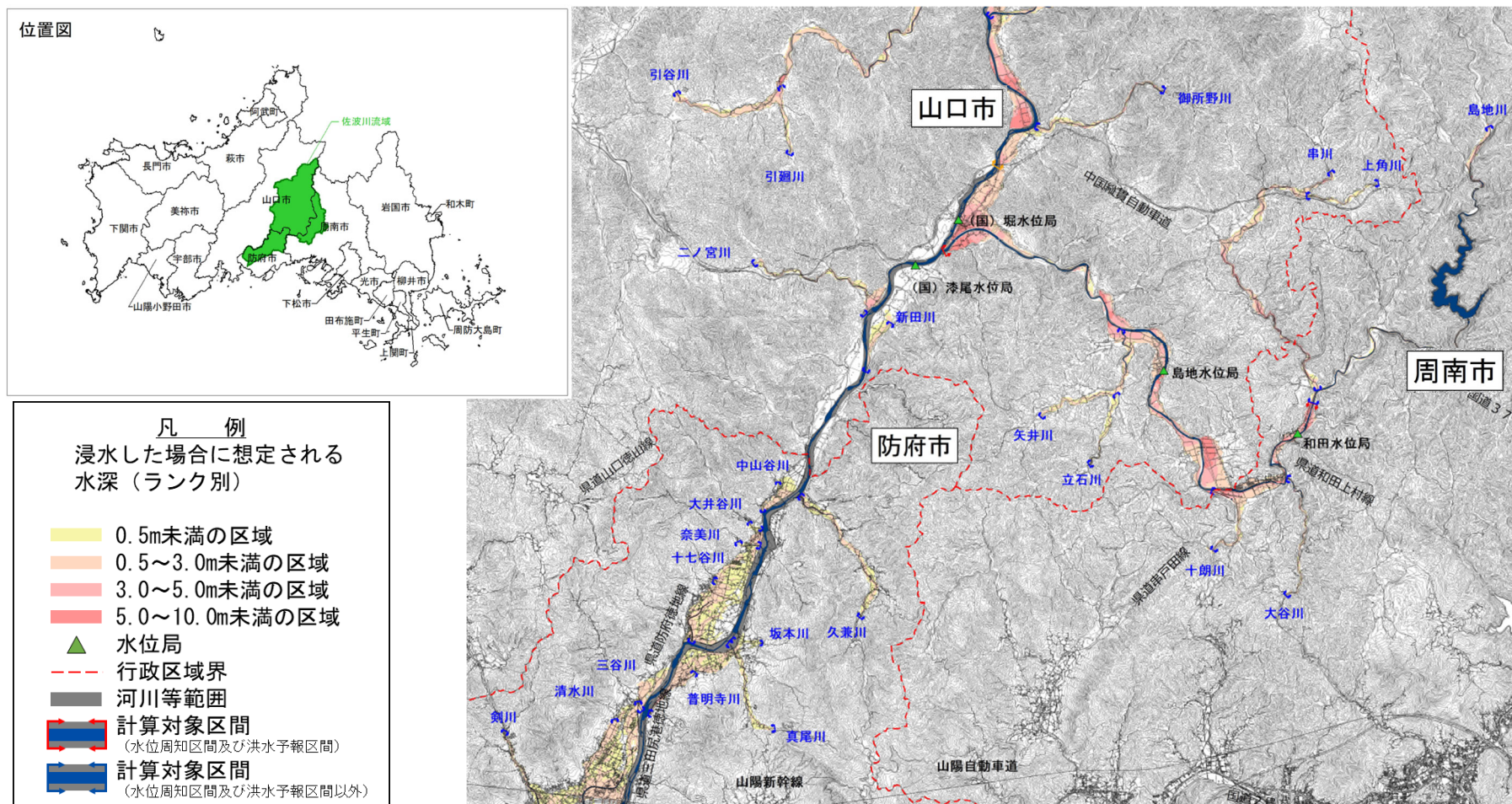
流域治水協議会

河道掘削、橋梁架替、防潮堤

減災対策協議会

- 堤防整備、河道掘削及び漏水対策

- 山口県では、令和3年の水防法改正に伴い、新たに指定対象となった佐波川水系32河川について、令和7年6月に「洪水浸水想定区域」を指定するとともに、その範囲等を示した「洪水浸水想定区域図」を公表



流域治水協議会

訓練や防災教育等への洪水ハザードマップの活用（作成・周知含む）

- 令和7年度も引き続き「自主防災アドバイザー」の養成研修を実施。

【自主防災アドバイザー制度】

県で定めた研修を受け、防災に関する知識と自主防災組織への指導・助言を行えるスキルとノウハウを備えた方で、自主防災組織等の活動促進に寄与する意欲を持つ方をアドバイザーに委嘱・登録し、自主防災組織等からの依頼に基づき、各地域に派遣する制度。



自主防災アドバイザー養成研修(R7年10月)

流域治水協議会

防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

13. 防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成（他機関との連携）

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

上流部の森林整備・治水対策

山口森林管理事務所

- 佐波川流域の上流部において森林の保水力の維持・向上のため、森林整備(除伐・除伐Ⅱ類、間伐、保護伐)を実施している。
- 治山ダムを設置することで、洪水や土石流、流木の流出を抑制する取組を行っている。



除伐作業 実行箇所



除伐Ⅱ類作業 実行箇所



間伐作業 実行箇所



保護伐作業 搬出状況



治山ダム 完成状況

令和7年度の取組状況

保護伐	4.91HA
除伐	9.98HA

令和8年度の取組予定

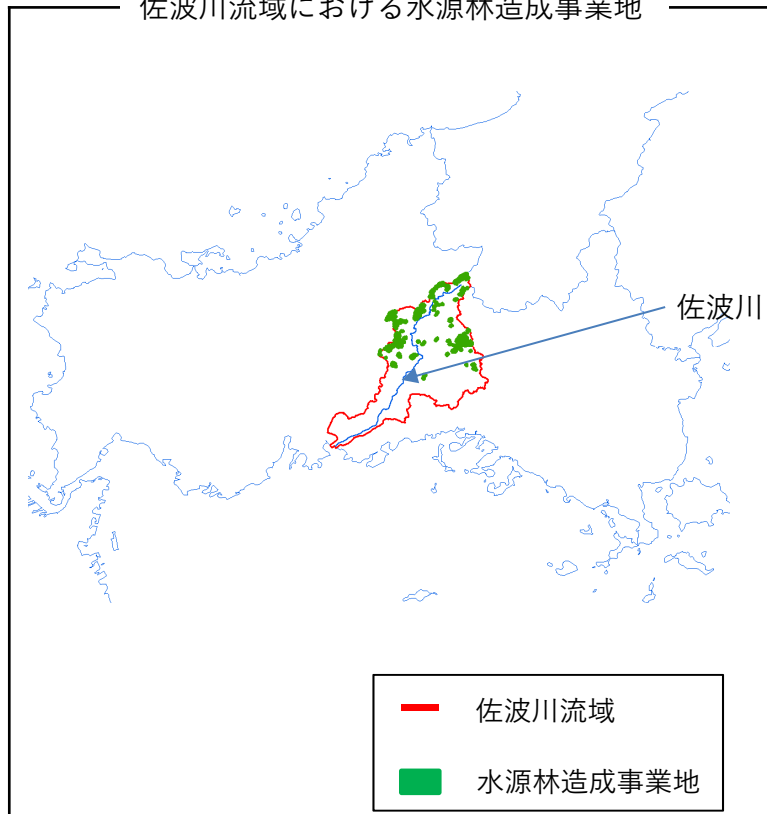
保護伐	6.73HA
溪間工	1基

流域治水協議会

治山事業の推進及び森林の整備・保全

- ・ 水源林造成事業地において除間伐等の森林整備を計画的に実施することで、樹木の成長や下層植生の繁茂を促し、森林土壌等の保水力の強化や土砂流出量の抑制を図り、流域治水を強化促進。
- ・ 佐波川流域における水源林造成事業地は、77箇所（森林面積 約2,500ha）であり、流域治水に資する除間伐等の森林整備を計画的に実施。

佐波川流域における水源林造成事業地



水源林の整備



針交混交林

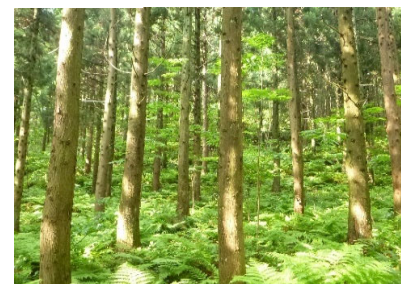


育成複層林

森林整備実施イメージ



間伐実施前



間伐実施後

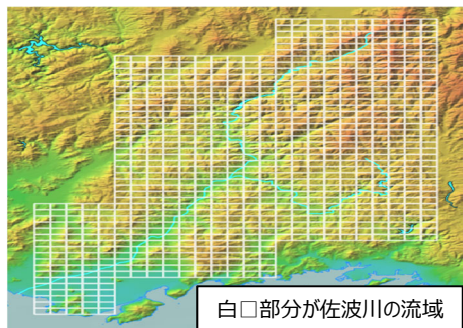
③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

「流域平均雨量」を用いた気象解説による減災と流域治水への貢献

下関地方気象台

- 流域平均雨量を用いた気象解説を行い、佐波川水害タイムラインに雨量予測を組み込むなど、減災対策協議会と流域治水協議会のニーズに沿った利用方法を今後検討する。

「流域平均雨量」とは



佐波川の流域に降った（これから降る）雨を、流域内で平均したもの

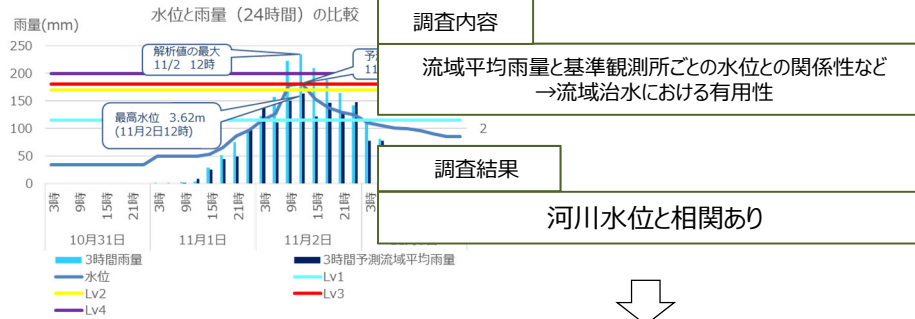


洪水（出水状況等）に直結



実況や予測をお伝えすることにより、流域治水に貢献できる可能性

「流域平均雨量」に関するこれまでの調査（山口河川国道事務所・下関地方気象台）



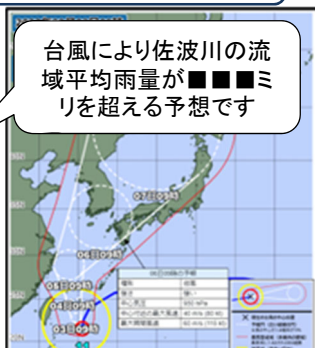
流域治水に有用であり、各協議会で紹介できる結果と判断

「流域平均雨量」を用いた気象解説による流域治水への貢献イメージ

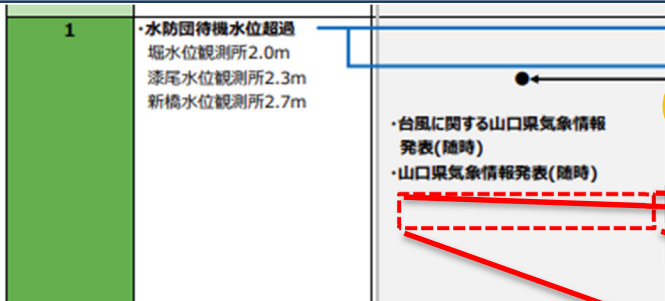
電話やメールによる解説



台風により佐波川の流域平均雨量が■■■ミリを超える予想です



佐波川水害タイムラインへの組み込み



「佐波川の流域平均雨量を用いた気象解説」

「佐波川の流域平均雨量が▲▲時間で■■■ミリを超える予想」

流域治水協議会

気象情報の充実、予報精度の向上

減災対策協議会

2. 防災気象情報の改善

- ・ 教員、学生や外国人等を対象とした大雨防災ワークショップの実施。
- ・ 教員、学生や自治会、市民団体等を対象とした出前講座の実施。

大雨防災ワークショップの様子

山口芸術短期大学保育科学生対象



R7.11.19

周南市外国人住民対象



R7.8.24

大雨の時に、どのように考え・どう行動すればよいかは、その人の周辺環境や家族構成等によって異なります。そのため、大雨災害から身を守るために必要な知識や行動の習得に役立ててもらおう取組を行っています。

※令和7年度出前講座実施機関(山口市、防府市、周南市)

周南市富田東小学校、防府市新田公民館、山口県消防学校、山口県高等学校教育研究会理化部会

流域治水協議会

防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

13. 防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成（他機関との連携）

- 令和8年出水期より防災気象情報(河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮)を5段階の警戒レベルにあわせて発表。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、レベル4相当の情報として危険警報を新設。
- 情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表。(例:レベル4大雨危険警報 等)

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難! > -----					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

流域治水協議会
 気象情報の充実、予測精度の向上、防災教育の推進及び防災気象情報の効果的な発信・活用
 減災対策協議会
 2. 防災気象情報の改善

観測の強化、予測の強化により、線状降水帯に関する情報の段階的な改善を実施。

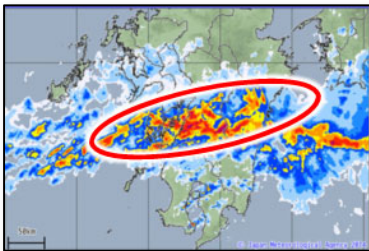
- 令和8年から、2～3時間前を目標にした予測情報を提供予定
- 令和11年から、半日前に市町村単位で線状降水帯発生の可能性が把握可能な分布形式の情報を提供予定

「迫りくる危険から直ちに避難」→情報のリードタイムをのばす

発生情報

令和3年 線状降水帯の発生をお知らせする情報

令和5年 最大**30分**程度前倒し

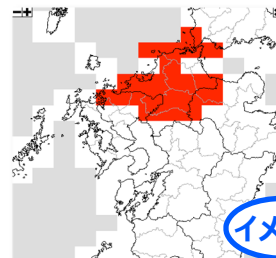


線状降水帯の雨域を楕円で表示

直前予測

令和8年

2～3時間前を目標に予測情報を発表



イメージ

補足情報として、線状降水帯による大雨の恐れがある大まかな領域を図情報で表示（予定）

半日前予測

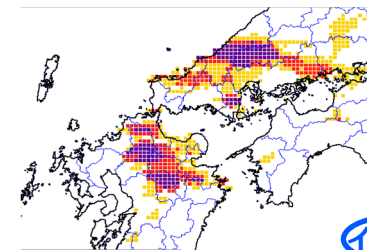
令和4年 **地方単位**で予測

令和6年 **府県単位**で予測

↓ さらに**対象地域を狭める**

令和11年

市町村単位で把握可能な危険度分布形式の情報を提供



イメージ

線状降水帯発生の可能性が把握可能な分布形式で表示（予定）

流域治水協議会

気象情報の充実、予測精度の向上、防災教育の推進及び防災気象情報の効果的な発信・活用

減災対策協議会

2. 防災気象情報の改善

- 出水期に備え、洪水予報(山口河川国道事務所、下関地方気象台共同発表)発表にあたる訓練を実施した。
- 令和7年3月に更新された洪水予警報等作成システムを操作し、操作方法の習熟や発表までの流れ等の確認を行った。
- 10月はシステム障害を想定し、障害対応訓練を実施した。

令和7年 5月13日 (火)
令和7年 6月 4日 (水)
令和7年 7月 4日 (金)
令和7年 8月27日 (水)
令和7年10月 3日 (金)

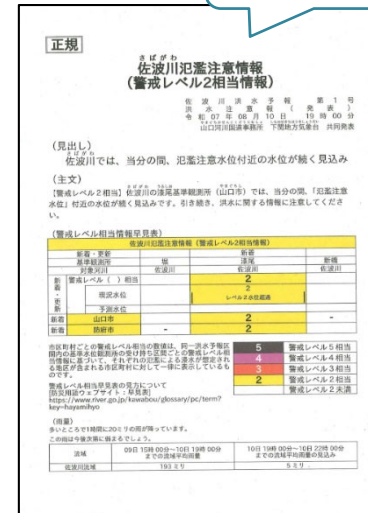
参加機関：山口河川国道事務所、下関地方気象台
参加機関：山口河川国道事務所、下関地方気象台
参加機関：山口河川国道事務所、下関地方気象台
参加機関：山口河川国道事務所、下関地方気象台
参加機関：山口河川国道事務所、下関地方気象台

本番を想定した洪水予報発表訓練を実施



洪水予警報等作成システムで洪水予報の文案を作成

作成した洪水予報の文案を相互で確認



流域治水協議会

情報伝達訓練の実施

減災対策協議会

20. 迅速な洪水予報を行うための訓練の実施

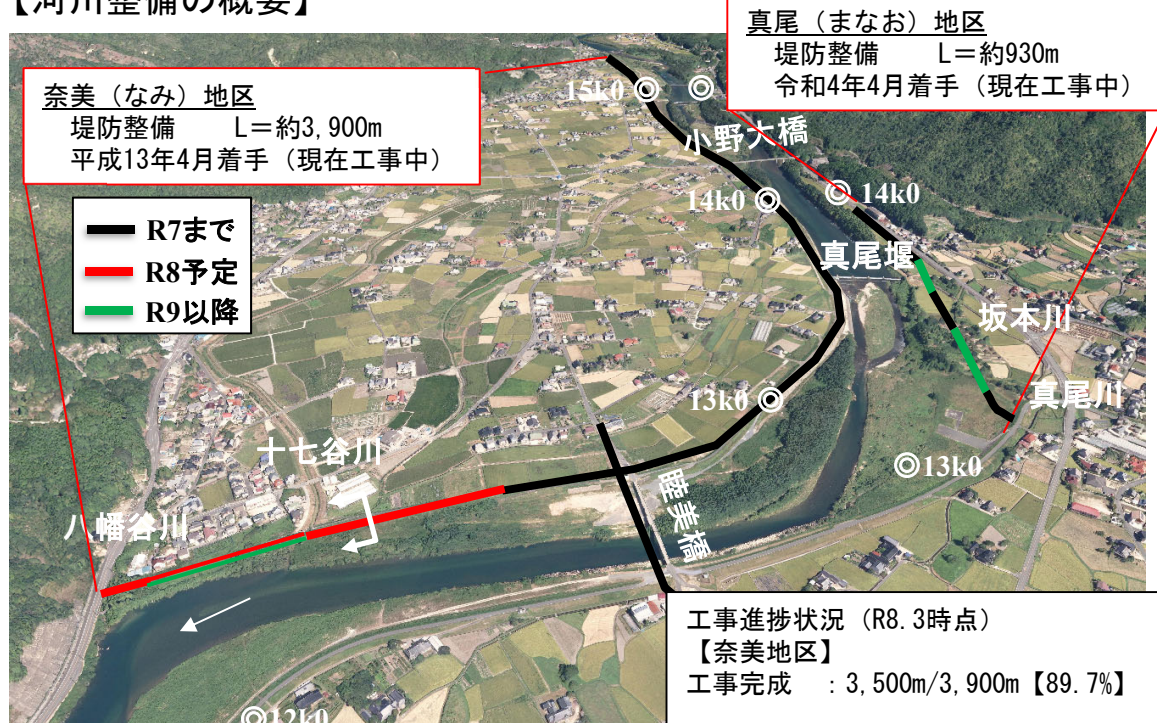
①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

直轄管理区間の河川整備(佐波川)

山口河川国道事務所

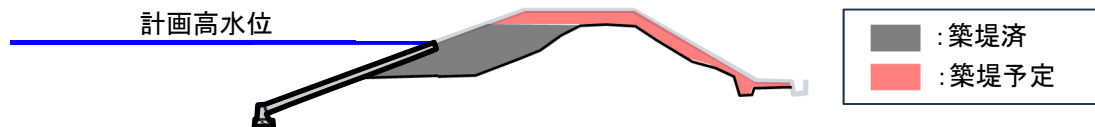
- ・ 佐波川(奈美地区)において堤防整備を実施している。
- ・ 工事が完成することで、奈美地区において浸水被害を軽減する。

【河川整備の概要】

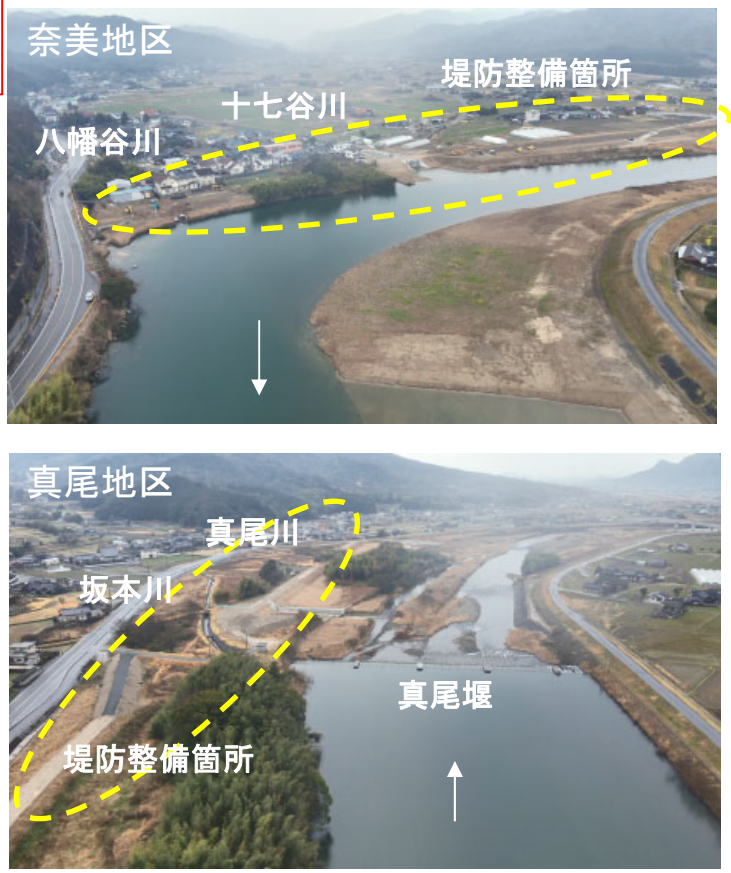


工事進捗状況 (R8.3時点)
【奈美地区】
工事完成 : 3,500m/3,900m 【89.7%】
【真尾地区】
工事完成 : 750m/930m 【80.6%】

【奈美地区の堤防断面(12.4k付近)】



【現在の整備状況(R8.3撮影)】



流域治水協議会

気候変動を考慮した河川整備計画に基づくハード対策

減災対策協議会

1. 堤防整備、河道掘削及び漏水対策

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

教師・児童等を対象とした防災ワークショップの開催

山口河川国道事務所

・令和7年度においては、防災力向上を目的とした防災ワークショップを開催しました。地域の水災害リスクについて学んで頂き、自らの防災行動について考えて頂きました。

教師・児童等を対象とした防災ワークショップの開催

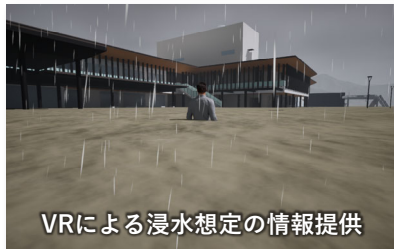
・山口市徳地地域の小中学校教職員・学校運営協議委員および防府市立新田小学校の5年生の児童を対象として、防災ワークショップを開催し、マイ・タイムラインの作成支援を行いました。



・マイ・タイムライン作成の事前知識として、地域の水災害リスク、防災情報・防災行動について学んで頂きました。



・地域の水災害リスクについては、ハザードマップに加え、VRを活用することで、時々刻々と拡大する浸水想定を分かりやすく情報提供いたしました。



・学習後、自分の学校区や居住地域において、洪水や土砂災害が発生することを想定し、どのような防災行動をとるべきかについて考えながらマイ・タイムラインを作成し、発表して頂きました。

マイ・タイムラインの作成例

項目	内容	実施時期	実施場所	実施者
1	避難場所の確認	避難発生時	自宅	家族全員
2	避難経路の確認	避難発生時	自宅	家族全員
3	避難場所への避難	避難発生時	避難場所	家族全員
4	避難場所での待機	避難発生時	避難場所	家族全員
5	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員
6	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員
7	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員
8	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員
9	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員
10	避難場所からの退避	避難発生時	避難場所	家族全員

- 流域治水協議会
 防災教育の推進及び防災情報の効果的な発信・活用、マイタイムラインの作成支援
 減災対策協議会
 13. 防災学習・啓発活動の実施、自主防災アドバイザーの育成（他機関との連携）
 17. 住民自らが確実に避難できる取組（マイタイムラインや避難カード等）の促進

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施

山口河川国道事務所

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の支援の一環として、避難訓練の支援に向けた要配慮者利用施設との打ち合わせを行う。
- 令和8年度は、職員向けのマイ・タイムラインの作成支援を行う予定である。



要配慮者利用施設との打ち合わせ

令和8年度の実施予定*

職員向けのマイ・タイムラインの作成支援を実施(予定)

新たな防災気象情報の説明

マイ・タイムラインの作成支援

次年度以降*

施設型タイムラインの設定	避難指揮者	情報連絡係	避難誘導係	設備品等準備係
<p>決定までの一環</p> <p>1-3日 防災気象情報、避難情報 ●避難先確保情報 (避難場所の検討)</p> <p>4-12日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>13-24日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>25-36日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>37-48日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>49-60日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>61-72日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>73-84日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>85-96日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>97-108日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>109-120日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●状況把握、指揮 ●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●気象情報等伝達 ●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難誘導体制の確立 ●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難に必要な設備や 物資の準備、避難 先への持ち出し品等 の準備</p>
<p>避難完了</p> <p>121-132日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>133-144日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>145-156日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>157-168日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>169-180日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>181-192日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>193-204日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>205-216日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>217-228日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p> <p>229-240日 避難先確保 ●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難先確保 ●避難先確保</p>	<p>●避難先確保 ●避難先確保</p>

施設型タイムラインの作成

避難訓練(屋内安全確保、図上訓練等)

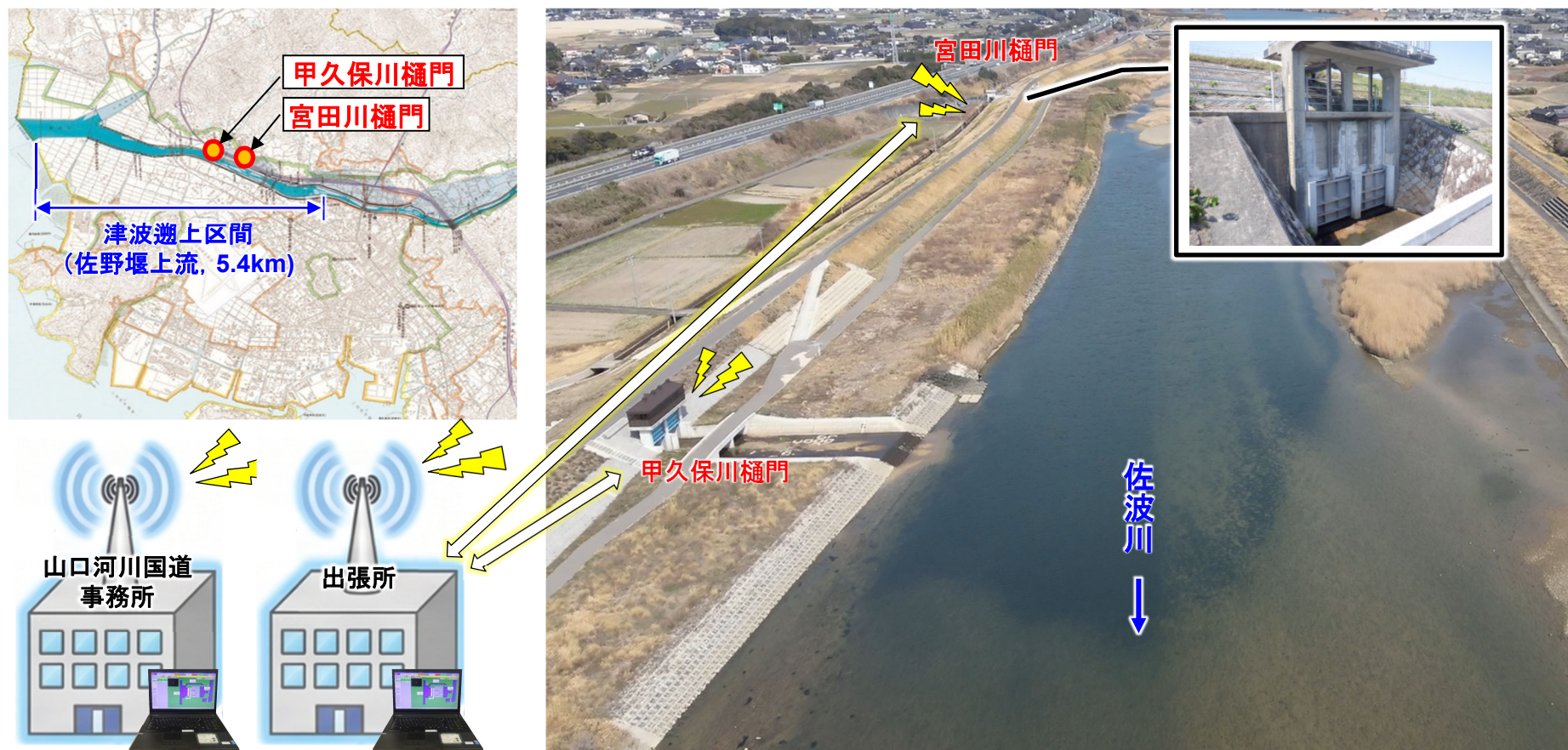
出典: 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き令和4年3月

*要配慮者利用施設との打ち合わせにより支援内容は今後決定

流域治水協議会
避難確保計画の促進
減災対策協議会

7. 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設による避難確保計画作成及び避難訓練に向けた支援の実施

- 津波遡上区間にある宮田川樋門、甲久保樋門においては、津波による操作員退避時でも適切なゲート操作を可能にするため遠隔操作設備を整備する。



遠隔監視・遠隔操作(イメージ)

流域治水協議会

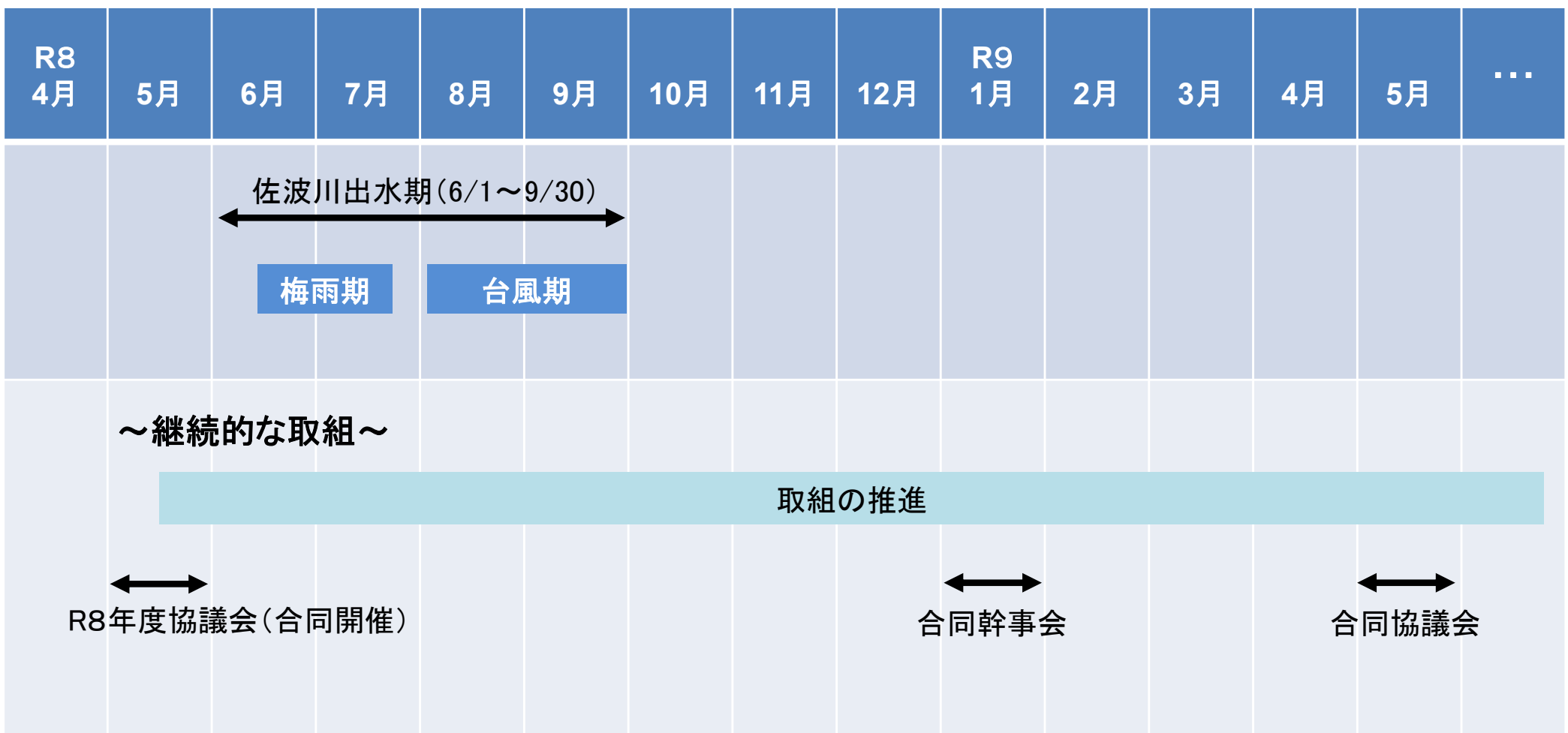
河川管理施設の自動化・遠隔化 (DX)

減災対策協議会

4. 水門・樋門等の自動化・遠隔操作化

今後のスケジュール

今後のスケジュール



※現時点の予定であり、変更する可能性があります